次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員の働きやすい雇用環境の整備・働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備することにより、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間 ： ２０２５年4月1日～２０３０年3月３１日（５年間）

２．内　　容

目標１　全ての職員の年次有給休暇の取得率を、60%以上とする。

対　策　毎年 ４月　前年度の年間取得状況を把握する
計画的な有給休暇取得に向け、管理職研修を行う
毎年 ５月　各部署において有給休暇の取得計画を策定する
毎年 ７月～　３ヶ月毎に、前３ヶ月の職場毎の取得状況を管理者に通知する
通年　社内報により年次有給休暇の取得促進を周知する。
計画の進捗により、管理者と協力・助言し取得促進を図る。

目標２　期間内に、所定外労働の削減に努める

対　策　①引き続き各部署の所定外労働時間の把握を毎月行い、部署毎に業務の見直しを行う。また、人員の不足と判断される部署については補充に努める。同時に、所定外労働時間の削減目標を部署ごとに設け、達成状況を検証する。
②「働き方改革」の趣旨について理解を深めてもらうよう、職員に周知する。

目標３　現在、女性職員にあっては、産休に続き全ての職員が育児休業を取得しており、今後とも全員取得を目指す。男性にあっては、期間中に年に１名以上の取得を目指す。

対　策　①育児休業の仕組み・制度を、全職員に周知するとともに、取得対象となる職員に積極的に情報提供し男女とも取得を促す。
②育児休業中の職員に対し、休業中の職場の情報の提供と復帰のあたっての不安解消を目指し、働き方について支援する。